

「観光地域づくり実践プラン(観光圏整備支援型)※」応募要領

※観光圏整備法に基づく観光圏整備計画を公表している場合

目次

1. 実践プランの目的
2. 実践プランの実施主体
3. 実践プラン応募のための提出書類
4. 応募期間
5. 実践プランの採択
6. その他応募にあたっての留意事項
7. 国土交通省担当窓口
8. 計画書様式への記入要領

1. 実践プランの目的

「観光地域づくり」とは、国内外観光客の増加、地域の経済活性化、生活環境向上、国民等の観光ニーズに応えることを目的として、地域特性を踏まえた観光戦略に基づき、多様な地域資源を活用し、地域の幅広い関係者が一体となって進める、観光を軸とした良好な地域づくりの取組みのことです。

観光立国の実現に向け、地域に住む人々がその地に住むことに誇りをもち、幸せを感じるとともに、外国人観光客にとっても魅力あふれる「一地域一観光」の推進が求められています。

こうした中で、観光地域づくり実践プラン（以降、「実践プラン」と略す。）は、観光圏の形成を図ろうとする単独のまたは複数の市町村もしくは都道府県を対象に、地域が行う、魅力ある景観形成等の観光地域づくりの取組みを国土交通省が所管の事業や施策により総合的、重点的に支援するとともに、関係する地方公共団体が施策間の整合や連携を図りつつ取り組むことを促進することを目的としています。

2. 実践プランの実施主体

「観光地域づくり」を実施しようとする市町村または都道府県は、関係者*からなる「協議会」の設置を前提として、「観光地域づくり実践プラン計画書」を作成します。（応募申出の段階では「協議会」が設置されている必要はありません。）この協議会は、実践プラン実施にあたっての中心的な役割を果たします。なお、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（以下、観光圏整備法）第5条1項の協議会が組織されている場合には、本協議会をもって協議会とみなすことができます。

〔* 関係者とは、有識者、旅行事業者や交通事業者等の観光関係事業者、NPO等の関係団体の代表、地元関係者、関係市町村職員・関係都道府県職員等、関係市町村または都道府県が協議会の構成員として必要と判断する方々です。〕

3. 実践プラン応募のための提出書類

実践プランの応募に際しては、以下の①及び②を別紙様式に従って作成し、最寄りの国土交通省担当窓口へ提出してください。

- ①応募申請書……【様式1】
- ②観光地域づくり実践プラン計画書……【様式2】

4. 応募期間

応募期間は定めておりません。随時行うことができます。

5. 実践プランの採択

(1) 選定体制

国土交通省は、応募いただいた案件について、学識者等からなる委員会への報告を行うことにより採択します。

(2) 採択通知

採択された実践プランの計画については、各担当窓口を通じて、当該協議会へ採択通知を行いますので、実践プラン実施のため、事業・施策の実施主体に対して説明を行い、各事業・施策毎のアクションプログラムの策定を依頼してください。

6. その他応募にあたっての留意事項

応募に必要な書類等の様式については、国土交通省ホームページにアクセスすれば、入手することができます。

(<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/kankoplan/index.htm>)

7. 国土交通省担当窓口

北海道開発局開発監理部開発調整課		
〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目		011-709-2311
北海道運輸局企画観光部観光地域振興課		
〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目		011-290-2722
東北地方整備局企画部企画課		
〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15		022-225-2171
東北運輸局企画観光部観光地域振興課		
〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1		022-380-1001
関東地方整備局企画部広域計画課		
〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1		048-600-1330
関東運輸局企画観光部観光地域振興課		

〒231-0003 横浜市中区北仲通 5-57 北陸地方整備局企画部広域計画課	045-211-7265
〒950-8801 新潟市中央区美咲町 1-1-1 北陸信越運輸局企画観光部観光地域振興課	025-370-6687
〒950-8537 新潟市中央区万代 2-2-1 中部地方整備局企画部広域計画課	025-244-6118
〒460-8514 名古屋市中区三の丸 2-5-1 中部運輸局企画観光部観光地域振興課	052-953-8129
〒460-8528 名古屋市中区三の丸 2-2-1 近畿地方整備局企画部広域計画課	052-952-8009
〒540-8586 大阪市中央区大手前 1-5-44 近畿運輸局企画観光部観光地域振興課	06-6942-1141
〒540-8558 大阪市中央区大手前 4-1-76 中国地方整備局企画部広域計画課	06-6949-6411
〒730-8530 広島市中区上八丁堀 6-30 中国運輸局企画観光部観光地域振興課	082-511-6132
〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6-30 四国地方整備局企画部広域計画課	082-228-8701
〒760-8554 高松市サンポート 3-33 四国運輸局企画観光部観光地域振興課	087-811-8309
〒760-0068 高松市松島町 1-17-33 九州地方整備局企画部企画課	087-835-6357
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 九州運輸局企画観光部観光地域振興課	092-471-6331
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 沖縄総合事務局開発建設部建設行政課	092-472-2920
〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号 沖縄総合事務局運輸部企画室	098-866-1908
〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号	098-866-1812

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時30分から午後5時まで。

8. 計画書様式への記入要領

【様式2】への記入方法

(1) 一般事項

「観光圏整備計画の名称」については、協議会を構成する都道府県または市町村が観光圏整備法に基づき作成・公表している観光圏整備計画の名称を記載してください。

(2) 計画内容

【①観光地域づくりを達成するための社会資本整備に係る課題と解決への方針】

観光地域づくりを達成するために解決すべき、社会資本整備に係る課題を、観光圏整備計画で定められた基本的な方針や目標を踏まえて抽出・整理します。例えば、〇〇地域の周遊利便性向上、観光資源としての魅力向上、などが挙げられます。

また、社会資本整備の観点から、課題毎にその課題に対する原因分析を行い、併せて解決への方針を整理します。

【②社会資本整備事業】

課題に関連する社会資本整備等に係る国土交通省所管事業あるいは地方単独事業等に関して、「事業名称」、「事業概要と課題との関係」、「実施期間等」、「実施主体」を事業毎に明確化します。

(3) 実践プラン実施にあたっての推進体制

- 観光圏整備計画を作成する際に組織されている協議会と同一の場合は、記載を省略できます。
- 実践プランの実施にあたっては、地域の自助努力を基本に官民一体となって良好な地域づくりを進めるための推進体制を整える必要があります。
- 推進体制の構成員（例えば、関係市町村、旅行事業者や交通事業者等の観光関係事業者、NPO等の関係団体の代表、地元関係者、基本構想対象事業等の事業実施主体、都道府県・国等）と、それらの構成員間の連携および調整の仕組みを示してください。

附則

この要領は、平成22年2月16日から施行する。